

介護報酬 自己点検表 【訪問介護費】

R6～版

点検項目	点検事項	点検結果	確認項目
高齢者虐待防止措置未実施減算	1 高齢者虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともにその結果について従業員に周知徹底していない	<input type="checkbox"/> 該当	
	2 高齢者虐待防止のための指針を整備していない	<input type="checkbox"/> 該当	
	3 高齢者虐待防止のための年1回以上の研修を実施していない	<input type="checkbox"/> 該当	
	4 高齢者虐待防止措置を適正に実施するための担当者を置いていない	<input type="checkbox"/> 該当	
業務継続計画未策定減算 (令和7年3月31日まで経過措置)	感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定訪問介護の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じていない	<input type="checkbox"/> 該当	
2人の訪問介護員等による場合	利用者又は家族等の同意	<input type="checkbox"/> あり	
夜間の場合の加算	居宅サービス計画上又は訪問介護計画上、サービスの開始時刻が18時～22時	<input type="checkbox"/> 該当	サービス提供票
早朝の場合の加算	居宅サービス計画上又は訪問介護計画上、サービスの開始時刻が6時～8時	<input type="checkbox"/> 該当	サービス提供票
深夜の場合の加算	居宅サービス計画上又は訪問介護計画上、サービスの開始時刻が22時～6時	<input type="checkbox"/> 該当	サービス提供票
特定事業所加算 (I)	1 訪問介護員等・サービス提供責任者ごとに作成された研修計画に基づく研修の実施	<input type="checkbox"/> あり	研修計画書(事業計画書)
	2 利用者に関する情報又はサービス提供に当たっての留意事項の伝達等や訪問介護員等の技術指導を目的とした会議の定期的な開催	<input type="checkbox"/> 定期的を実施	会議記録
	3 サービス提供責任者による利用者情報の文書等による伝達、訪問介護員等からの報告	<input type="checkbox"/> 文書等により実施	留意事項伝達書(FAX、メール可)、サービス提供報告書
	4 健康診断等の定期的な実施	<input type="checkbox"/> 全員に実施	健診受診記録等

点検項目	点検事項	点検結果	確認項目
(※)：加算(Ⅰ)・ (Ⅲ)については、重度者 等対応要件を選択式とし、 13または14を満たす場合に 算定できることとする。また、 14を選択する場合には 6-1から6-6すべてを 併せて満たす必要がある。	5 緊急時等における対応方法の明示	<input type="checkbox"/> あり	重要事項説明書等
	6-1 看取り期における対応方針の策定	<input type="checkbox"/> 該当	
	6-2 病院、診療所又は訪問看護ステーションの看護師との連携により、24時間連絡できる体制を確保し、かつ必要に応じて訪問介護を行うことができる体制を整備	<input type="checkbox"/> 該当	
	6-3 利用者又はその家族等に対して当該対応方針の内容を説明し、同意を得ている	<input type="checkbox"/> 該当	
	6-4 多職種でサービス提供体制の適宜見直している	<input type="checkbox"/> 該当	
	6-5 サービス提供の記録、多職種連携のための情報共有	<input type="checkbox"/> あり	
	6-6 看取りに関する職員研修の実施	<input type="checkbox"/> あり	
	9 訪問介護員等のうち介護福祉士の占める割合が100分の30以上、又は介護福祉士、実務者研修修了者、並びに介護職員基礎研修課程修了者及び1級課程修了者の占める割合が100分の50以上	<input type="checkbox"/> 配置	どちらかにチェック <input type="checkbox"/> 介護福祉士の占める割合が100分の30以上 <input type="checkbox"/> 介護福祉士等100分の50以上 職員台帳(履歴書)等
	10 全てのサービス提供責任者が3年以上の実務経験を有する介護福祉士、又は5年以上の実務経験を有する実務者研修修了者若しくは介護職員基礎研修課程修了者若しくは1級課程修了者 ※1人を超えるサービス提供責任者を配置することとされている事業所の場合は、2人以上の常勤のサービス提供者	<input type="checkbox"/> 配置	職員台帳(履歴書)等

点検項目	点検事項	点検結果	確認項目
	13 利用者のうち、要介護4、5である者、日常生活自立度(Ⅲ、Ⅳ、Ⅴ)である者、たんの吸引等を必要とする者の占める割合が100分の20以上	<input type="checkbox"/> いずれかを配置	利用者台帳等
	14 看取り期の利用者への対応実績が1人以上であること(併せて上記6-1~6-6のすべて)の要件をみたすこと。	<input type="checkbox"/>	実績数【 】
特定事業所加算(Ⅱ)	1 訪問介護員等・サービス提供責任者ごとに作成された研修計画に基づく研修の実施	<input type="checkbox"/> あり	研修計画書(事業計画書)
	2 利用者に関する情報又はサービス提供に当たっての留意事項の伝達等や訪問介護員等の技術指導を目的とした会議の定期的な開催	<input type="checkbox"/> 定期的実施	会議記録
	3 サービス提供責任者による利用者情報の文書等による伝達、訪問介護員等からの報告	<input type="checkbox"/> 文書等により実施	留意事項伝達書(FAX、メール可)、サービス提供報告書
	4 健康診断等の定期的な実施	<input type="checkbox"/> 全員に実施	健診受診記録等
	5 緊急時等における対応方法の明示	<input type="checkbox"/> あり	重要事項説明書等
	9 訪問介護員等のうち介護福祉士の占める割合が100分の30以上、又は介護福祉士、実務者研修修了者、並びに介護職員基礎研修課程修了者及び1級課程修了者の占める割合が100分の50以上	<input type="checkbox"/> いずれかを配置	どちらかにチェック <input type="checkbox"/> 介護福祉士の占める割合が100分の30以上 <input type="checkbox"/> 介護福祉士等100分の50以上 職員台帳(履歴書)等
	10 全てのサービス提供責任者が3年以上の実務経験を有する介護福祉士、又は5年以上の実務経験を有する実務者研修修了者若しくは介護職員基礎研修課程修了者若しくは1級課程修了者※1人を超えるサービス提供責任者を配置することとされている事業所の場合は、2人以上の常勤のサービス提供者	<input type="checkbox"/>	職員台帳(履歴書)等
特定事業所加算(Ⅲ)	1 訪問介護員等・サービス提供責任者ごとに作成された研修計画に基づく研修の実施	<input type="checkbox"/> あり	研修計画書(事業計画書)
	2 利用者に関する情報又はサービス提供に当たっての留意事項の伝達等や訪問介護員等の技術指導を目的とした会議の定期的な開催	<input type="checkbox"/> 定期的実施	会議記録
	3 サービス提供責任者による利用者情報の文書等による伝達、訪問介護員等からの報告	<input type="checkbox"/> 文書等により実施	留意事項伝達書(FAX、メール可)、サービス提供報告書

点検項目	点検事項	点検結果	確認項目
(※)：加算(Ⅰ)・ (Ⅲ)については、重度者 等対応要件を選択式とし、 13または14を満たす場合に 算定できることとする。また、 14を選択する場合には 6-1から6-6すべてを 併せて満たす必要がある。	4 健康診断等の定期的な実施	<input type="checkbox"/> 全員に実施	健診受診記録等
	5 緊急時等における対応方法の明示	<input type="checkbox"/> あり	重要事項説明書等
	6-1 看取り期における対応方針の策定	<input type="checkbox"/> 該当	
	6-2 病院、診療所又は訪問看護ステーションの看護師との連携により、24時間連絡できる体制を確保し、かつ必要に応じて訪問介護を行うことができる体制を整備	<input type="checkbox"/> 該当	
	6-3 利用者又はその家族等に対して当該対応方針の内容を説明し、同意を得ている	<input type="checkbox"/> 該当	
	6-4 多職種でサービス提供体制の適宜見直している	<input type="checkbox"/> 該当	
	6-5 サービス提供の記録、多職種連携のための情報共有	<input type="checkbox"/> あり	
	6-6 看取りに関する職員研修の実施	<input type="checkbox"/> あり	
	1-1 サービス提供責任者を常勤により配置し、かつ、基準を上回る数の常勤のサービス提供責任者を1人以上配置している	<input type="checkbox"/> いずれかを配置	勤務実績表
	1-2 訪問介護員等の総数のうち、勤続年数7年以上の者の占める割合が100分の30以上であること	<input type="checkbox"/>	職員台帳(履歴書)等

点検項目	点検事項	点検結果	確認項目
	13 利用者のうち、要介護4、5である者、日常生活自立度（Ⅲ、Ⅳ、Ⅴ）である者、たんの吸引等を必要とする者の占める割合が100分の20以上	<input type="checkbox"/>	利用者台帳等
	14 看取り期の利用者への対応実績が1人以上であること（併せて上記6-1～6-6のすべて）の要件をみたすこと。	<input type="checkbox"/> いずれかを配置	実績数 【 】
特定事業所加算（Ⅳ）	1 訪問介護員等・サービス提供責任者ごとに作成された研修計画に基づく研修の実施	<input type="checkbox"/> あり	研修計画書（事業計画書）
	2 利用者に関する情報又はサービス提供に当たっての留意事項の伝達等や訪問介護員等の技術指導を目的とした会議の定期的な開催	<input type="checkbox"/> 定期的実施	会議記録
	3 サービス提供責任者による利用者情報の文書等による伝達、訪問介護員等からの報告	<input type="checkbox"/> 文書等により実施	留意事項伝達書（FAX、メール可）、サービス提供報告書
	4 健康診断等の定期的な実施	<input type="checkbox"/> 全員に実施	健診受診記録等
	5 緊急時等における対応方法の明示	<input type="checkbox"/> あり	重要事項説明書等
	11 サービス提供責任者を常勤により配置し、かつ、基準を上回る数の常勤のサービス提供責任者を1人以上配置している	<input type="checkbox"/> いずれかを配置	勤務実績表
	12 訪問介護員等の総数のうち、勤続年数7年以上の者の占める割合が100分の30以上であること	<input type="checkbox"/>	職員台帳（履歴書）等
特定事業所加算（Ⅴ）	1 訪問介護員等・サービス提供責任者ごとに作成された研修計画に基づく研修の実施	<input type="checkbox"/> あり	研修計画書（事業計画書）
	2 利用者に関する情報又はサービス提供に当たっての留意事項の伝達等や訪問介護員等の技術指導を目的とした会議の定期的な開催	<input type="checkbox"/> 定期的実施	会議記録
	3 サービス提供責任者による利用者情報の文書等による伝達、訪問介護員等からの報告	<input type="checkbox"/> 文書等により実施	留意事項伝達書（FAX、メール可）、サービス提供報告書
	4 健康診断等の定期的な実施	<input type="checkbox"/> 全員に実施	健診受診記録等
	5 緊急時等における対応方法の明示	<input type="checkbox"/> あり	重要事項説明書等

点検項目	点検事項	点検結果	確認項目
	7 通常の事業実施地域内であって 中山間等に居住する者対し、継続的にサービスを提供している	<input type="checkbox"/> あり	利用者台帳等
	8 利用者の心身の状況またはその家族等を取り巻く環境の変化に応じて、訪問 介護事業所のサービス提供責任者等が起点となり、随時、介護支援専門員、医療関係職種等と共同し、訪問介護計画の見直しを行っている	<input type="checkbox"/> あり	訪問介護計画書
共生型訪問介護	障害福祉制度の指定居宅介護事業所が、要介護高齢者に訪問介護を提供（障害者居宅介護従業者基礎研修課程修了者等が提供）	<input type="checkbox"/> 所定単位数の70/100	
	障害福祉制度の指定居宅介護事業所が、要介護高齢者に訪問介護を提供（重度訪問介護従業者養成研修課程修了者が訪問介護を提供）	<input type="checkbox"/> 所定単位数の93/100	
	障害福祉制度の指定重度訪問介護事業所が、要介護高齢者に対し訪問介護を提供	<input type="checkbox"/> 所定単位数の93/100	
事業所と同一の敷地内若しくは隣接する敷地内の建物若しくは事業所と同一の建物等に居住する利用者に対する取扱い	1 事業所と同一敷地内又は隣接する敷地内に所在する建物に居住する者（下記2及び4に該当する場合を除く）	<input type="checkbox"/> 所定単位数の100分の90	
	2 事業所と同一敷地内又は隣接する敷地内に所在するの建物のうち、当該建物に居住する利用者の人数が1月あたり50人以上の場合	<input type="checkbox"/> 所定単位数の100分の85	
	3 上記1以外の範囲に所在する建物に居住する者（当該建物に居住する利用者の人数が1月あたり20人以上の場合）	<input type="checkbox"/> 所定単位数の100分の90	
	4 正当な理由なく、事業所において、前6月間に提供した訪問介護サービスの提供総数のうち、事業所と同一敷地内又は隣接する敷地内に所在する建物に居住する者（2に該当する場合を除く）に提供されたもの占める割合が100分の90以上である場合	<input type="checkbox"/> 所定単位数の100分の88	
緊急時訪問介護加算	利用者又はその家族等からの要請に基づき、事業所のサービス提供責任者が介護支援専門員と連携し、介護支援専門員が事前又は事後に必要と認め、当該要請から24時間以内に居宅サービス計画において計画的に訪問することになっていない訪問介護（身体介護が中心のものに限る）を緊急に行った場合	<input type="checkbox"/> 該当	要請に関する記録、サービス提供記録等
初回加算	過去2月間（暦月）の利用実績がない	<input type="checkbox"/> 該当	サービス提供記録等

点検項目	点検事項	点検結果	確認項目
	新規に訪問介護計画を作成した利用者に対して、サービス提供責任者による初回若しくは初回のサービス提供を行った日の属する月におけるサービス提供又は初回若しくは初回のサービス提供を行った日の属する月におけるサービス提供へのサービス提供責任者の同行	<input type="checkbox"/> 該当	
特別地域訪問介護加算	厚生労働大臣が定める地域（平成24年厚生労働省告示第120号）に所在する事業所	<input type="checkbox"/> 該当	
中山間地域等における小規模事業所加算	厚生労働大臣が定める地域（平成21年厚生労働省告示第83号）に所在し、かつ、1月当たり延べ訪問回数が200回以下の事業所	<input type="checkbox"/> 該当	
中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算	厚生労働大臣が定める地域（平成21年厚生労働省告示第83号）に居住している利用者に対して、通常の実施地域を越えてサービス提供	<input type="checkbox"/> 該当	
生活機能向上連携加算（I）	訪問リハビリテーション事業所、通所リハビリテーション事業所又はリハビリテーションを実施している医療提供施設の理学療法士等が、IGTの活用等により利用者のADL及びIADLに関する状況について把握して助言を行い、助言に基づいてサービス提供責任者が行った生活機能アセスメント	<input type="checkbox"/> あり	
	生活機能の向上を目的とした訪問介護計画の作成及び計画に基づくサービス提供	<input type="checkbox"/> あり	
	当該計画に基づく初回のサービス提供が行われた日の属する月	<input type="checkbox"/> 該当	

点検項目	点検事項	点検結果	確認項目
生活機能向上連携加算(Ⅱ)	訪問リハビリテーション事業所、通所リハビリテーション事業所又はリハビリテーションを実施している医療提供施設の理学療法士等が訪問リハビリテーション、通所リハビリテーション等の一環として、利用者の居宅を訪問する際にサービス提供責任者が同行する又は理学療法士等及びサービス提供責任者が利用者の居宅を訪問した後に共同してカンファレンスを行い、共同して行った生活機能アセスメント	<input type="checkbox"/> あり	
	生活機能の向上を目的とした個別サービス計画の作成及び計画に基づくサービス提供	<input type="checkbox"/> あり	
	当該計画に基づく初回のサービス提供が行われた日の属する月以降3月間	<input type="checkbox"/> 該当	
認知症専門ケア加算(Ⅰ)	1 認知症高齢者の日常生活自立度Ⅱ以上の者が利用者の2分の1以上	<input type="checkbox"/> 該当	
	2 認知症介護実践リーダー研修等修了者を認知症高齢者の日常生活自立度Ⅱ以上の者が20人未満の場合は1以上、20人以上の場合は1に、当該対象者の数が19を超えて10又は端数を増すごとに1を加えて得た数以上配置し、チームとして専門的な認知症ケアを実施した場合	<input type="checkbox"/> 該当	
	3 当該事業所の従業者に対して、認知症ケアに関する留意事項の伝達又は技術的指導に係る会議を定期的に開催	<input type="checkbox"/> 実施	
認知症専門ケア加算(Ⅱ)	1 認知症介護実践リーダー研修等修了者を認知症高齢者の日常生活自立度Ⅱ以上の者が20人未満の場合は1以上、20人以上の場合は1に、当該対象者の数が19を超えて10又は端数を増すごとに1を加えて得た数以上配置し、チームとして専門的な認知症ケアを実施した場合	<input type="checkbox"/> 該当	
	2 当該事業所の従業者に対して、認知症ケアに関する留意事項の伝達又は技術的指導に係る会議を定期的に開催	<input type="checkbox"/> 該当	
	3 認知症高齢者の日常生活自立度Ⅲ以上の者が利用者の100分の20以上	<input type="checkbox"/> 該当	

点検項目	点検事項	点検結果	確認項目
	4 認知症高齢者の日常生活自立度Ⅲ以上の者に対して、 チームとして専門的な認知症ケアを実施した場合	<input type="checkbox"/> 実施	
	5 認知症介護指導者研修修了者を1名以上配置し、 事業所全体の認知症ケアの指導等を実施	<input type="checkbox"/> 該当	
	6 介護職員、看護職員ごとの認知症ケアに関する研修計画を作成し、 研修を実施又は実施を予定	<input type="checkbox"/> 実施	
口腔連携強化加算	1 口腔の健康状態の評価を実施し、 利用者の同意を得て、歯科医療機関及び介護支援専門員に対し、当該評価の結果を情報提供している。	<input type="checkbox"/> 実施	1月に1回限り算定可能
	2 利用者の口腔の健康状態に係る評価を行うに当たって、 診療報酬の歯科診療報酬点数表区分番号 C000 に掲げる歯科訪問診療料の算定の実績がある歯科医療機関の歯科医師又は歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が、当該従業者からの相談等に対応する体制を確保し、その旨を文書等で取り決めている。	<input type="checkbox"/> 実施	
	3 他の介護サービスの事業所において、 当該利用者について、栄養状態のスクリーニングを行い、口腔・栄養スクリーニング加算(Ⅱ)を算定している場合を除き、口腔・栄養スクリーニング加算を算定していない。	<input type="checkbox"/> 適切	
	4 当該利用者について、 口腔の健康状態の評価の結果、居宅療養管理指導が必要であると歯科医師が判断し、初回の居宅療養管理指導を行った日の属する月を除き、指定居宅療養管理指導事業所が歯科医師又は歯科衛生士が行う居宅療養管理指導費を算定していない。	<input type="checkbox"/> 適切	
	5 当該事業所以外の介護サービス事業所において、 当該利用者について、口腔連携強化加算を算定していないこと。	<input type="checkbox"/> 適切	

点検項目	点検事項	点検結果	確認項目
処遇改善に係る事項 (旧加算 R5)	介護職員処遇改善加算 (Ⅰ)	<input type="checkbox"/> 該当	
	介護職員処遇改善加算 (Ⅱ)	<input type="checkbox"/> 該当	
	介護職員処遇改善加算 (Ⅲ)	<input type="checkbox"/> 該当	
	介護職員等特定処遇改善加算 (Ⅰ)	<input type="checkbox"/> 該当	
	介護職員等特定処遇改善加算 (Ⅱ)	<input type="checkbox"/> 該当	
	介護職員等ベースアップ等支援加算	<input type="checkbox"/> 該当	
処遇改善に係る事項 (新加算 R6)	新加算 (Ⅰ)	<input type="checkbox"/> 該当	
	新加算 (Ⅱ)	<input type="checkbox"/> 該当	
	新加算 (Ⅲ)	<input type="checkbox"/> 該当	
	新加算 (Ⅳ)	<input type="checkbox"/> 該当	
	新加算 (Ⅴ)	<input type="checkbox"/> 該当	